

ペール品質調査委託業務仕様書

1. 件名

「平成 27 年度プラスチック製容器包装の市町村ペール品質調査業務委託について」

2. 業務目的

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法という）に基づく再商品化事業を円滑に推進するためには、市町村から引き渡されるプラスチック製容器包装収集物（以下、ペール品という）の品質向上が必要となる。

協会では、ペール品質の維持向上に向けて、環境省令で定める分別基準に基づき、「引取り品質ガイドライン」を作成し、基準を満たさないペール品については、市町村のペール品質改善の取組みを強化している。

本業務では、市町村から引き渡される全てのペール品を対象に協会が品質調査を実施し、引取基準への適合性を評価、ランク付けを行い、市町村によるペール品質の向上を促すとともに、再商品化処理の高度化、再商品化製品の利用促進に寄与することを目的としている。

また、本ペール調査の結果は、市町村合理化拠出金の品質寄与による配分の判断基準ともなることから、公正かつ厳格な品質評価を行うことも本業務の目的となる。

3. 業務委託先の要件

本業務は、容器包装リサイクル法に基づく指定法人として再商品化事業に係る公共性の高い業務を請け負うことから、委託先の事業者には中立性を有し、高い倫理水準により経営が行われていることが求められるため、以下の 2 要件を満たすことを業務委託先の要件とする。

- (1) 容器包装リサイクル法に関係の深い再商品化事業者や特定事業者など特定の企業・団体に属していないこと。
- (2) 重大な法令違反や企業倫理に反する行為が過去 1 年以内に無いこと。

4. 委託業務内容

(1) 市町村から引き渡されるペールの品質調査及び評価

1) 調査対象

協会が定める「平成 27 年度市町村からの引取り品質ガイドライン」に基づき、市町村から引き渡されるペール品について、指定保管施設単位毎に内容物調査を行う。

2) 調査場所

再生処理事業者の再生処理工場で実施。

3) 調査実施時期

品質調査を指定する期間内に 1 回以上行う。また、1 回目調査の調査結果で破袋度、容器包装比率の基準を満たさない場合は、再調査を行う。

【調査期間】

第 1 回目 4～10 月

再調査 1～ 3 月

4) 調査実施者

- ・ 作業自体は再生処理事業者主体で実施。
- ・ 協会の委嘱した調査員が立会いを行う。

5) 調査スケジュール管理

- ①調査スケジュール案の作成。
- ②再生処理事業者との調査スケジュールの調整。
- ③市町村への実施日通知。
 - ・ 実施日の 1 週間前
- ④調査の実施。

6) 市町村の立会い

- ・ 市町村、一部事務組合担当者の立会いは、再調査は要請することとし、第 1 回目は任意とする。

7) 評価者

- ・ 協会の委嘱した調査員が評価を行う。

8) 評価項目と評価基準

- ①評価項目
「破袋度評価」「容器包装比率評価」「禁忌品評価」
- ②評価基準・・・・・・（別紙参照）
「引取り品質ガイドライン」
「プラスチック製容器包装ベールの品質評価の方法」

9) 調査結果報告

- ①調査報告書の作成と協会への報告。
 - ・ 実施後 3 週間を目処に報告
- ②市町村への郵送。

(2) ベール品質調査方法のマニュアル化と判断基準の統一

「プラスチック製容器包装ベールの品質評価の方法（平成 26 年 2 月改正）」に基づき、ベール調査のためのサンプリング方法、評価項目の判断基準をマニュアル化し、公正かつ厳格な判断ができるように調査担当者への研修を定期的に行い、必要に応じ内容の見直しなどについて協会に提案を行うこと。

(3) 効果的なペール品質調査のための提案

ペール品質調査時の課題を取りまとめ、協会に改善提案を行う。
また、協会と問題点を共有するため、定期的な打合せを行うこと。

(4) ペール品質調査の結果について協会への定期的な報告

調査結果の状況、調査の進捗状況等の報告を定期的に行うこと。

(5) 調査要員の教育と評価

品質調査を実施する調査要員に対する、作業内容の周知、訓練、研修その他必要な教育を計画的に実施すること。また、調査要員の業務遂行状況を把握し、教育等に反映させるための評価活動を計画的に実施すること。

(6) 委託業務全般の監査

委託業務全般について、協会と取り交わしている契約書等の条項に適切に対応し、業務が支障なく遂行されていることを確認するための、定期的な内部監査を実施すること。

(7) 上記の他に再商品化業務に付随して生ずる様々な案件への対応

具体的には、協会が再生処理事業者に対して行う現地検査に関する在庫確認、関連帳票類の確認助勢、品質測定のための再商品化製品サンプリング、その他必要に応じて、協会が依頼する支援業務。

5. 品質調査時の身分について

本委託業務の担当者は、協会プラスチック容器事業部の「ペール品質調査員」として、協会の指示を受けペール調査・判定を行う。委託業務遂行時は、協会の倫理規程に基づき行動し、協会の社会的信頼の維持・向上を図るものとする

6. 成果物

(1) 調査報告書

(2) 調査結果一覧電子媒体一式

(3) 調査結果総括と分析結果電子媒体一式

(4) ペール品質調査方法のマニュアルと判断基準電子媒体一式

以上